

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部		
	課名	都市計画課		
	係名	計画係		
	記入者		電話(内線)	254

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]		継続		(2) 事務事業 の名称		都市計画マスタープラン改定事業				(3) 事業の 優先度		A			
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体			市						
① 事業の区分		主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質		一般事業費(ソフト事業)			
② 施策コード		21101		(総合計画掲載ページ)		71				ページ		会計区分		一般会計	
基本目標(政策)		2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)				財源区分				市単独					
基本施策		2-1計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)				予算科目				款 8		項 3		目 1	
施策		①計画的な市街地の形成				予算書上の				都市計画総務事務経費					
施策内容		1都市計画マスタープランの改定				事業名称				(予算書 138 ページに掲載)					
(5) 事業期間		開始		平成 27 年 10 月から		(8) 事務分類			自治事務						
		終了		平成 31 年 3 月まで (4 カ年)		根拠法令		都市計画法第18条の2							

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
結城市全域の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めた結城市都市計画マスタープラン(H15.3策定)を改定する。	結城市の目指す都市づくり及び都市経営を維持するための、コンパクトなまちづくり
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
平成14年度に策定し13年が経過していることから、社会・経済情勢の変化への対応や第5次総合計画など関連計画との整合を図るため見直しを行い、結城市のまちづくりの指針とする実効性のある計画とする。また、将来のコンパクトシティ構想のため、マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画について検討する。	平成4年都市計画法改正により、各自治体で都市計画マスタープラン策定が義務付けられ、結城市においては平成14年度に策定したが、社会・経済状況の変化への対応と、総合計画はじめ庁内各部署の施策と整合を図るため。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映		
実施計画								
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）		
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
(1) 事務事業費の コスト	事業費	委託料(マスタープラン改定)	1,728	5,076				
		委託料(立地適正化計画(調査))						
	合計	1,728	5,076					
	財源	国庫支出金 (千円)						
		県支出金 (千円)						
地方債 (千円)								
その他特定財源 (千円)								
一般財源 (千円)		1,728	5,076					
合計 (千円)	1,728	5,076						
補助・起債制度名								

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	前提条件，結城市の現状・課題等の整理	目標値	式			1			
		実績(見込)値		1					
	庁内外での検討会，パブリックコメント，都市計画審議会	目標値	回		3				
		実績(見込)値			3				
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	マスタープラン改定	目標値	式		1				
		実績(見込)値			1				
		達成率		%	%				
	立地適正化計画の調査	目標値	式				1	1	
		実績(見込)値					1	1	
		達成率		0.0 %	0.0 %				
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて，平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	少子高齢化の進展，環境問題や防災に対する意識の高まりなど，社会・経済状況が大きく変化していることから必要である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	市が策定した計画の改定のため。					
	手段の妥当性	A	妥当である	法に基づき策定する計画であるため。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	専門的ノウハウを持つ業者との支援業務委託であるが，情勢変化に応じた「修正」の方向で検討するため，改定後のマスタープラン自体は大幅な変更はしない。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	結城市全域を対象としたまちづくり計画の指針となるため，市民全体が関係者となる。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	都市計画は長期スパンでのゆるやかな誘導であるため，即効性はない。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	当該業務は昨年度からの2ヶ年による継続事業であり，今年度策定予定					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し，問題点・課題等を指摘してください。									
結城市のまちづくりの指針となるため，他部局の事業及び関連計画と連携・整合を図り，改定作業を進める必要がある。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため，この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			立地適正化計画の策定は，今後の都市再生事業の補助要件として必須となるものであり，国・県からの作成要領等に基づき，近隣市町村の策定状況等を踏まえ検討していく必要がある。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				